

償却資産（固定資産税）申告の手引き

償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在で所有されている資産について申告をしていただく必要があります。
この手引きを参考に申告書を作成の上、ご提出ください。

提出期限は令和7年1月31日（金）です。期限内の提出にご協力をお願いします。
なお、郵送により提出される方で、受付印を押印した控用申告書の返送を希望される場合は、必ず返信用封筒（宛名記入・切手貼付）を同封してください。

申告書の提出及びお問い合わせ先

〒901-3193

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地
久米島町役場 税務課 償却資産担当

TEL : 098-985-7127

Fax : 098-985-7120

1. 償却資産とは

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有されているものを含みます。)をいいます。

また、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

償却資産の種類とその具体例について

資産の種類		申告が必要な償却資産の例
構 築 物	構 築 物	門、フェンス、舗装路面、緑化施設、煙突、広告塔、庭園、固定資産税上家屋と評価されない簡易プレハブ建物、自転車置き場、 TENT 倉庫等
	建 物 附 属 設 備	① 物の所有者が取り付けた建物附属設備は、家屋として評価するものと償却資産として評価するものに区分されますが、家屋と構造上一体となっていない屋外の給排水設備、ネオンサイン、投光器や独立した機械装置としての性格が強い受変電設備、蓄電池設備、特定の生産又は業務の用に供される工場の動力源としての電気設備等は、償却資産として取り扱います(p3「家屋と償却資産の区分」参照) ② 賃借人(テナント)等がその事業のために施工した内装・造作・建築設備等は、賃借人(テナント)等の償却資産として取り扱います。
機 械 及 び 装 置		各種製造・加工・修理等の機械設備、機械式駐車設備、土木建設機械、ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、印刷機械等
船		漁船、貸ボート、遊漁船、モーターボート等
航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車 両 及 び 運 搬 具		フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバーの分類番号が9、90～99、900～999のもの)、構内運搬車等 ※自動車税や軽自動車税の課税対象となるものを除きます。
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		パソコン、構造上家屋と一体となっていないエアコン、理容・美容機器、各種医療機器、パチンコ器、カウンター、応接セット、陳列ケース、レジスター、金庫、自動販売機、テレビ、カラオケ等の音響機器、冷蔵庫、TEL、看板、じゅうたん、治具・金型、貸衣装、貸植木、カーテン等

2. 家屋と償却資産の区分

事業の用に供する自己の家屋に施工した建物附属設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるものは家屋として評価しますが、家屋と構造上一体となっていないものや独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産業務の用に供されるもの等については償却資産として取り扱います。

家屋と建物附属設備等の所有者が同じ場合の主な設備等の区分について

設備等の種類	償却資産として取り扱うもの(申告が必要です!)	家屋に含めるもの
内 装 ・ 造 作		床・壁・天井仕上、店舗造作等の工事一式
受 変 電 設 備	受変電設備一式(配線等含む。)	
予 備 電 源 設 備	自家用発電設備、蓄電池設備(配線等含む。)	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用の動力配線・配管設備	左記以外のもの
電 灯 照 明 設 備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、水銀灯等の屋外照明設備(配線等を含む。)	屋内照明設備(配線等を含む。)、分電盤
中 央 監 視 制 御 装 置	中央監視装置一式(配線等含む。)	配線・配管
電 話 設 備	電話機、交換機等の装置・器具類	
インターホン設備、拡声装置	インターホン、マイク、アンプ等の装置・器具類	
電 気 時 計 設 備	時計、配電盤等の装置・器具類	
火 災 報 知 設 備	屋外の装置(配線含む。)	屋内の装置(配線含む。)
消 火 設 備	消火器、避難器具、消火栓設備のホース・ノズル	消火栓設備、スプリンクラー設備
避雷設備、換気設備 衛生器具設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外のもの	家屋と一体となっている設備
給 湯 設 備	局所式給湯設備(湯沸し器等)	中央式給湯設備
ガス設備・給排水設備	特定の生産又は業務用ガス設備、屋外設備	左記以外のもの
冷 暖 房 設 備	ルームエアコン、冷凍倉庫における冷凍設備	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	百貨店・旅館・ホテル・飲食店・病院・社員食堂等の業務用厨房・洗濯設備一式	左記以外のもの
運 搬 設 備	生産ライン用リフト、ベルトコンベアー	エレベーター、リフト、エスカレーター
そ の 他 の 設 備 等	機械式駐車設備、LAN設備、POSシステム、簡易間仕切、カーテン、ブラインド、集合郵便受け、袖看板、広告塔、ゴミ置き場	造り付け家具、鉄骨等の非常階段
外 構 工 事	門、フェンス、舗装、植栽等工事一式	

※なお、賃借人(テナント)等が施工した内装・造作や建物附属設備については、「家屋に含めるもの」に記載された設備等を含めて、賃借人(テナント)等が所有する償却資産として取り扱います。

3. 賃借人(テナント)等が施工した内装等(申告が必要です！)

賃貸ビル等を借り受けて事業をされている賃借人(テナント)等が、自己の費用で内装・造作(天井、床、外部仕上、建具、間仕切等の工事)や建物附属設備(電気、ガス、給排水、衛星、空調、運搬等の設備)を施工されている場合、賃借人(テナント)等がそれらの資産を償却資産として申告してください。(地方税法第343条第9項)

4. 業種別の主な償却資産

業 種	主 な 償 却 資 産 の 例
各業種共通	駐車場の舗装路面、門、フェンス、植樹等の緑化施設、広告塔、看板、屋外照明設備、パソコン、エアコン、レジスター、金庫、コピー機、応接セット、ロッカー、キャビネット等
小売業	看板、陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付含む。)、日除け、自動販売機等
製造業	構内舗装(通路・駐車場・作業スペース等)、緑化施設、各種製造・加工設備、工場等の動力配線配管設備、機械の給排水・給排気設備、施盤・ボール盤・梱包機等の機械、受変電設備、精密機械工場の空調、集塵設備、社内用LAN設備、フォークリフト、社員食堂・社員寮の厨房設備等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ポンプ、発電機、大型特殊自動車等
料理飲食業	接客用家具・備品、冷凍・冷蔵庫、厨房設備、テレビ、カラオケ等の音響機器等
病院・医院	各種医療機器(手術機器、X線装置、分娩台、心電計、脳波測定器、CTスキャン、歯科診療ユニット等)、調剤機器、消毒殺菌用機器、受変電設備、自家発電設備、ガス(麻酔等)設備、給食用厨房設備等
自動車整備・ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、空気圧調整器、タイヤ交換設備、オイルチェンジャー、溶接機、受変電設備、動力配線、地下タンク、独立キャノピー、ガソリン計量器、防火壁、洗車機、屋外照明、給排水設備等
清湯マンション等不動産貸付業	受変電設備、中央監視装置、機械式駐車設備、門・フェンス・外灯・散水栓・植樹・舗装・自転車置き場等の外構工事、壁面文字、集合郵便受け等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、サインポール、消毒殺菌設備、理容・美容機器等
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビ、冷蔵庫等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、庭園、駐車場設備等
パチンコ・ゲームセンター	パチンコ・パチスロ器、ゲーム器、パチンコ器取付台(シマ工事)、玉洗浄配給装置、両替機、受変電設備、蓄電池設備、パチンコ機器等の動力配線等
駐車場業	受変電設備、フェンス・屋外照明・舗装等の外構工事、駐車料金自動計算装置、機械式駐車設備等

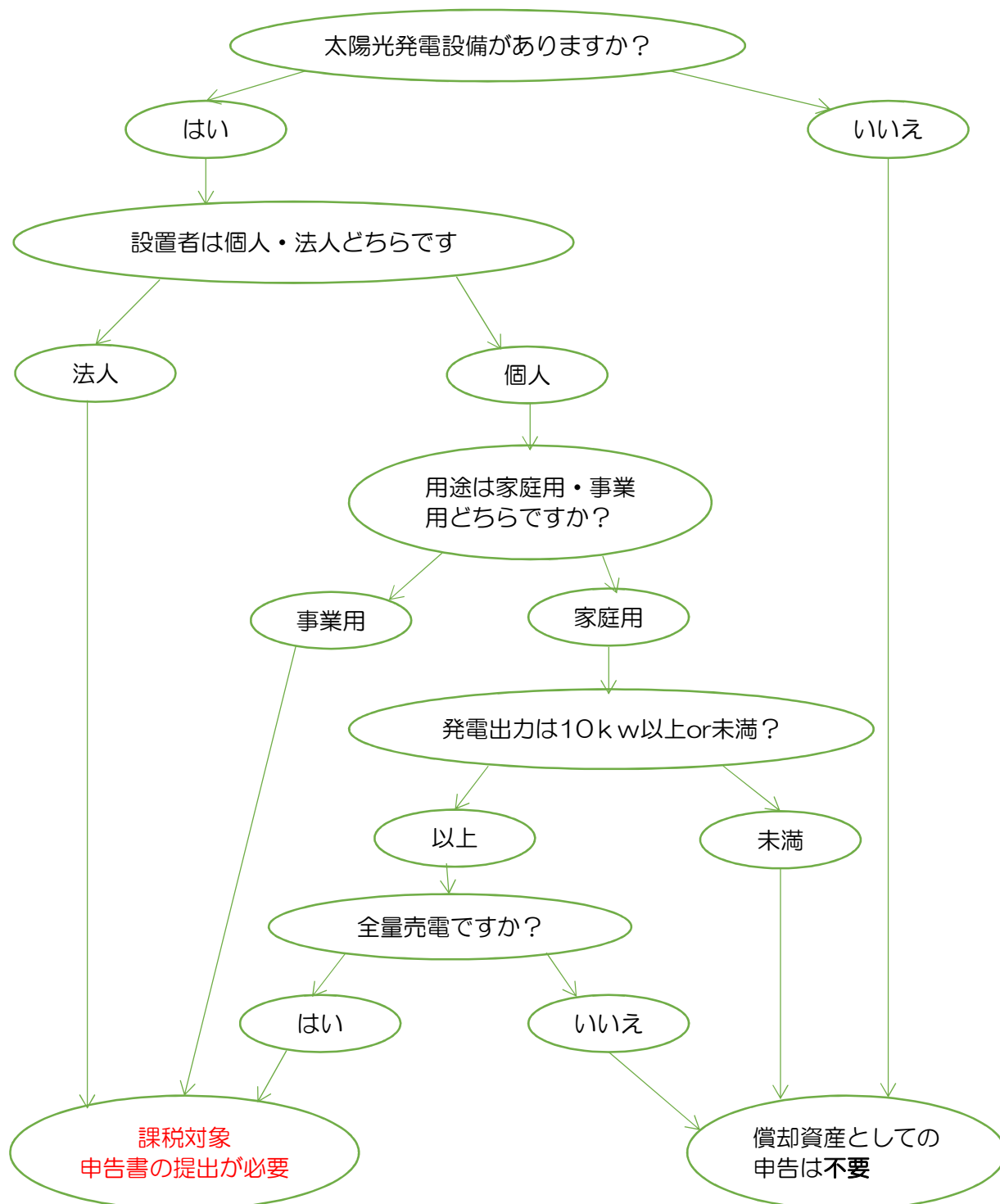
☆太陽光発電設備について☆

太陽光発電設備も固定資産税の対象となる場合があります！

例えば

- 太陽光発電設備のある家を新築した、購入した
- 土地や家屋に太陽光発電設備をつけた
- 相続した家屋に太陽光発電設備がついていた
- 太陽光発電設備による電力を農業やアパート経営など、個人で事業に使っている 等

【太陽光発電設備に係る償却資産課税対象フローチャート】



対象となる太陽光発電設備をお持ちの方は、償却資産の申告をお願いします。

【課税対象となる太陽光発電設備】

- 太陽光パネル(家屋の屋根材となっている場合を除く) ○架台 ○接続ユニット
 ○パワーコンディショナー ○表示ユニット ○電力量計 等
 ※太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数は17年となります。

【課税標準の特例】

平成24年5月29日から平成28年3月31日までの間に取得された設備については、一定の要件を満たす「売電型」(※1)の設備が特例の対象でしたが、平成28年度税制改正により、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された設備については、一定の要件を満たす「自家消費型」(※2)の設備に適用されることになりました。

また、平成30年4月1日以降に取得した設備については、発電の出力量により適用される特例割合が異なります。

取得時期	平成24年5月29日～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～
特例対象設備	※1「売電型」 固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備で、 発電出力が10kw以上のもの	※2「自家消費型」 固定価格買取制度対象外かつ再生可能エネルギー事業者支援事業補助金を受けて取得した発電設備で、 発電出力が10kw以上のもの	※2「自家消費型」 固定価格買取制度対象外かつ再生可能エネルギー事業者支援事業補助金を受けて取得した発電設備で、 発電出力が10kw以上のもの (出力量により適用される特例割合が異なります)
特例期間 特例内容	新たに固定資産税が課されることになった年度から3年分 に限り、課税標準額を2/3に軽減します。(1/3を減額)		○出力1,000kw未満 新たに固定資産税が課されることになった年度から 3年度分に限り課税標準額を2/3に軽減します。 ○出力1,000kw以上 新たに固定資産税が課されることになった年度から 3年度分に限り課税標準額を3/4に軽減します。
根拠法令	地方税法附則第15条第25項 同法施行規則附則第6条第55項及び56項		
提出書類	①償却資産申告書・種類別明細書 ②固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申請書 ③一般社団法人日本環境協会(平成30年3月31日までは一般社団法人 環境共創イニシアチブ)が発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し		

2. 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

令和7年1月1日現在、久米島町内に償却資産を所有されている方は、所有状況を申告していただく必要があります。

2. 申告方法と提出書類

①一般の申告方法(所定の申告用紙により申告していただく場合)

申告対象者	申告していただく資産	提出書類
★今回初めて申告される方 ★令和6年1月2日以降に新規に事業を開始された方	令和7年1月1日現在、久米島町内に所有されている すべての償却資産	償却資産申告書(償却資産課税台帳) 種類別明細書(増加資産・全資産用)
★前年度以前に申告をされている方	令和6年1月2日から令和7年1月1日までに 増加又は減少した資産 (前年度までの申告漏れ資産)	償却資産申告書(償却資産課税台帳) 種類別明細書(増加資産・全資産用) 種類別明細書(減少資産用)

②電算処理により申告される場合

申告者自らの電算システムにより、全所有資産について評価額等を計算した上で申告していただく方法です。

本町様式に準じた形で、記載事項のすべてを記載してください。

なお、前年中に資産の増減がある場合には、増減がわかる明細書の提出をおねがいします。

③電子申告の場合

eLTAXを利用した電子申告もご利用いただけます。

利用方法等の詳細はeLTAX:地方ポータルシステムのホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご参照ください。

2. 申告時の注意事項

①償却資産を所有されていない場合、事業の解散、廃業、転出等の場合、又は前年中の資産の増減がない場合も、申告書備考欄にその旨を記入の上、必ず申告書を提出してください。

②平成20年度税制改正において、「機械及び装置」を中心に法定耐用年数の改正が行われました。過去に申告された資産の中に該当するものがあれば、改正後の耐用年数を申告する必要があります。

3. 償却資産申告書の書き方

個人の場合は住所(居住地)、法人の場合は本店所在地を記入してください。
納税通知書や申告書等の送付先の指定があれば記入してください。

提出する年月日を記入してください。

個人の場合は署名の上、屋号があれば記入してください。
法人の場合は名称及び代表者名を記入してください。

○「3.個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記入してください。

○事業の内容を具体的に記入してください。
複数の事業を行っている場合は、主たる事業種目を記入してください。

○事業を開始した年月又は法人の設立年月を記入してください。

○この申告に应答する者及び税理士等の氏名と電話番号を必ず記入してください。

平成 31 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		※ 所有者コード																	
平成 31 年 1 月 15 日		0 1 2 3 4 5 6 7																	
受付印 久米島町長 殿		1 住所 〒 901-3108 くめじまちょうあざひが 久米島町字比嘉 2 8 7 0 番地 (電話) 098-985-0000		3 個人番号又は法人番号 1 0 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1		8 短期耐用年数の承認 有 ・ 無		9 増加償却の届出 有 ・ 無		10 非課税該当資産 有 ・ 無		11 課税標準の特例 有 ・ 無		12 特別償却又は経費記載 有 ・ 無		13 税務会計上の償却方法 定率法 ・ 定額法		14 青色申告 有 ・ 無	
2 氏名 かみきりくみ 株式会社 球美 代表取締役 久米 球美男 (印)		4 事業種目 水製造業 (資本金等の額) (1 0 百万円)		5 事業開始年月 平成 14 年 4 月		6 この申告に应答する者の氏名及び氏名 経理 久米 花子 (電話) 098-985-0000		7 税理士等の氏名 白瀬 太郎 (電話) 098-896-0123											
資産の種類		取得価額		減価償却額		計		15 市(区)町村内における事業所等資産の所有地		① 久米島町字仲泊 6 9 9									
1 構築物		6,870,000		278,000		3,588,000		10,180,000		②									
2 機械及び器具		5,490,000		380,000				5,110,000		③									
3 船舶										16 借用資産 (有 ・ 無)									
4 航空機										貸主の名称等									
5 車両及び運搬具										17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 ・ 借家									
6 工具、器具及び備品		3,900,000				485,000		4,385,000		18 備考(添付書類等)									
7 合計		16,260,000		658,000		4,073,000		19,675,000											
資産の種類		評価額 (ホ)		※決定価格 (ヘ)		※課税標準額 (ロ)													
1 構築物																			
2 機械及び器具																			
3 船舶																			
4 航空機																			
5 車両及び運搬具																			
6 工具、器具及び備品																			
7 合計																			

記入の必要はありません。
(電算処理により申告される方を除く)

前年度申告資産から増減のない場合や該当資産がない場合、廃業や解散等の場合も必ず申告してください。
廃業や解散等の異動があった場合は、異動年月や異動内容を付記してください。

町内における事業所等資産の所在地を記入してください。

借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
借用資産がある場合は、貸主の住所、名称等を記入してください。

4. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

(取得年月)の年号
昭和 → 3
平成 → 4
令和 → 5

増加資産の申告をする場合は「増加資産」を、所有する全資産の申告をする場合は「全資産」を○で囲んでください。

(耐用年数)
法定耐用年数に基づいて記入してください。

この種類別明細書が「何枚あってうち何枚目か」を記入してください。

(資産の種類)
1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具、器具及び備品

(増加事由)
資産の増加事由について、該当する番号を○で囲んでください。
1. 新規取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他

(摘要)
増加事由が「3. 移動」「4. その他」に該当する場合は、その内容を記入してください。
また、課税標準の特例適用や特記事項があれば記入してください。

平成31年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		久米島町	
所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)										株式会社 球磨		1枚のうち1枚目	
行番	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月 日	取得価額 円	耐用年数	減価率	課税標準の特例 円 率 コード	課税標準額 円	増加事由	摘要				
01	1	舗装路面	1	4 30 5	2,268,000	10				この欄は記入しないでください。					
02	1	野立看板	1	4 30 5	1,320,000	20									
03	6	エアコン	1	4 30 6	300,000	6									
04	6	カラーコピー機	1	4 29 10	185,000	5									
05															
06															
07															
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
小計			4		4,073,000										

注意 取得年月日の「年号」の欄は、3昭和、4平成を意味します。平成以外は該当する数字に訂正してください。
「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかを○で囲んでください。

この計が償却資産申告書の「前年中に取得したもの(ハ)」の合計欄と一致します。

5. 種類別明細書（減少資産用）の書き方

この種類別明細書が「何枚あって
うち何枚目か」を記入してください。

(資産の種類) (抹消コード) (取得価額) (減少の事由及び区分)
減少資産について、資産の種類、資産番号及び取得価額を記入してください。
減少の事由と全部・一部の区分は、該当する番号を○で囲んでください。

平成 31 年度		種類別明細書(減少資産用)										所有者名		久米町	
所有者コード												株式会社 球磨		1枚のうち 1枚目	
行 番 号	抹消コード	資産の名称等	数 量	取得年月 年 月	取得価額 円	耐用 年数	種類 コード	減少の事由及び区分		摘 要					
								1売却 3移動	2滅失 4その他	1全部 2一部					
01	418				278,000			1・2・3・4		1・2					
02	1100008				380,000			1・2・3・4		1・2					
03	2000612	ファクシミリ						1・2・3・4		1・2	資産名称の変更				
04	2001024			4 24 8				1・2・3・4		1・2	取得年月の申告誤り				
05								1・2・3・4		1・2					
06								1・2・3・4		1・2					
07								1・2・3・4		1・2					
08								1・2・3・4		1・2					
09								1・2・3・4		1・2					
10								1・2・3・4		1・2					
11								1・2・3・4		1・2					
12								1・2・3・4		1・2					
13								1・2・3・4		1・2					
14								1・2・3・4		1・2					
15								1・2・3・4		1・2					
16								1・2・3・4		1・2					
17								1・2・3・4		1・2					
18								1・2・3・4		1・2					
19								1・2・3・4		1・2					
20								1・2・3・4		1・2					
小 計					658,000										

(資産の一部が減少した場合)
減少の区分は「2.一部」とし、減少した資産の数量と取得価額を記入してください。
なお、「摘要欄」には、「当初取得価額〇〇〇円(数量〇〇)のうち、〇〇円(数量〇)」等と記入してください。

資産の名称、取得年月及び耐用年数を修正する場合
減少の事由は「4.その他」とし、資産の種類と資産番号、訂正箇所の正しい内容のみ記入してください。

なお、「摘要欄」には「資産の名称変更」等の修正事由を記入してください。
※平成20年度税制改正による「機械及び装置」の耐用年数の変更の場合は、「摘要欄」に「省令改正」と記入してください。

(資産の種類及び取得価額を修正する場合)
減少の事由は「4.その他」とし、この種類別明細書(減少資産用)に一度滅失記入をするとともに、種類別明細書(増加資産・全資産用)に正しい内容を再登録してください。
なお、「摘要欄」には「種類の変更」等の修正理由を記入してください。

この計が償却資産申告書の「前年中に減少したものの(ロ)」の合計欄と一致します。